

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島田市は、特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されないよう、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県島田市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第39号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①後期高齢者医療の資格に関する事務 ②後期高齢者医療の給付に関する事務 ③後期高齢者医療の保険料に関する事務
③システムの名称	住民情報システム(後期高齢者医療)、静岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者資格に係る情報ファイル、後期高齢者医療給付事務に係る情報ファイル、後期高齢者医療保険料賦課に係る情報ファイル、後期高齢者医療保険料徴収に係る情報ファイル、後期高齢者医療保険料収納事務に係る情報ファイル、連携データファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表85の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 ・口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第7条第4号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療・年金係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療・年金係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療・年金係

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7191

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報の誤りが無いか確認を徹底すること、また特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても保護責任者(所属長)の確認を行うようにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報を含む書類の受け渡し ・特定個人情報を含む書類等を保管する際の確認 等

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <p style="text-align: left;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	島田市特定個人情報等取扱規程に基づく点検を事務ごとに実施しているだけでなく、点検結果の確認と安全管理措置の状況確認を实地監査にて行っている。特定個人情報が適正に取り扱われているか内部監査人が確認を行い、必要において指導を通じた改善を促している。また全職員を対象とした個人情報保護(情報セキュリティ含む)研修の開催と個人番号を取り扱う職員を対象とした特定個人情報保護研修を毎年継続的に実施しており、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 3法令上の根拠②	46号	46条	事後	法令条の根拠の修正
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 加藤 雅通	課長 千澤 毅		人事異動に係るもの
平成31年4月1日	I 5①部署	健康福祉部 国保年金課 国保年金係	健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療・年金係	事後	組織の改正に係るもの
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職(旧:所属長)	課長 千澤 毅	課長	事後	様式の改正によるもの
平成31年4月1日	I 7請求先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国保年金係	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療・年金係	事後	組織の改正に係るもの
平成31年4月1日	I 8連絡先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 国保年金係	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 後期高齢者医療・年金係	事後	組織の改正に係るもの
平成31年4月1日	II 1対象者人数の時点	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	直近時点への変更によるもの
平成31年4月1日	II 2取扱者数の時点	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	直近時点への変更によるもの
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	省略	事後	様式の改正によるもの
令和4年6月1日	I 1事務の概要②	高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)	事後	記載事項の漏れによる訂正
令和4年6月1日	I 1事務の概要②	行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)	事後	記載事項の漏れによる訂正
令和4年6月1日	I 1事務の概要②	なし	及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠①	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)	番号法	事後	記載事項の重複による訂正
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠①	なし	③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第25号	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第821項	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)82の項 ②デジタル庁令第7条第4号(情報提供の根拠)	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加及び記載事項の修正及び法令条文根拠の修正
令和4年6月1日	II 1対象人数	平成31年3月31日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う対象人数の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	II 2取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う取扱者数の更新
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 第59項	①番号法第9条第1項 別表第一 59の項	事後	誤記による修正
令和5年7月1日	I 1 ①事務の名称	後期高齢者医療の資格・給付・保険料に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	誤記による修正
令和7年12月24日	表紙 評価書名	後期高齢者医療に関する事務	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		「 島田市は、 」を文頭に追加	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 1 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)及び行政手続に おける 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第39号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 3 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 59の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第46条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第25号	①番号法第9条第1項 別表85の項 ② 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25号	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①番号法第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。) 82の項 ②デジタル庁令第7条第4号(情報提供の根拠) ③別表第二 83の項	(情報照会の根拠) ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項 ・ 口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第7条第4号 (情報提供の根拠) ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	II 1 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和7年12月24日 時点	事後	評価の再実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	II 2 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	IV 8 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加
令和7年12月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加